

NPO法人能代市スポーツ協会 スポーツ大会出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 NPO法人能代市スポーツ協会（以下「本会」という。）は、能代市のスポーツの振興及び競技力の向上に寄与するため、スポーツ大会に出場する個人及び団体に対し、NPO法人能代市スポーツ協会スポーツ大会出場激励金（以下「激励金」という。）を交付することについて必要な事項を、この要綱に定める。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大会とする。

- (1) 予選大会又は競技団体の選考（以下「予選大会等」という。）を経て出場する国際大会
 - ア 公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会内日本パラリンピック委員会が派遣する大会
 - イ スポーツ競技を世界規模で統括する国際競技団体又はその加盟団体（大陸、地域又は国内を統括する団体に限る。）が主催する競技大会
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、会長が認める大会
- (2) 予選大会等を経て出場する全国規模の大会（以下「全国大会」という。）
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催、共催又は後援する大会
 - イ アに掲げるもののほか、会長が認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 国際大会に出場する選手で、当該大会の開催要項等で定められた参加申込書に記載された者であって、次のいずれかに該当する者。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に通勤又は通学する者
 - ウ 市内に活動拠点を有する団体に所属する者
 - エ 市内の中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）を卒業した者
 - オ JOCエリートアカデミー生であって、市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）を卒業した者
- (2) 全国大会に出場する選手で、当該大会の開催要項等で定められた参加申込書に記載された者のうち、市内に住所を有し、又は、市内の小学校又は中学校、高等学校に在籍する者であって、次のいずれかに該当する者。
 - ア 秋田県大会以上の予選大会等において3位以内の成績を収め出場資格を得た者
 - イ 秋田県大会以上の予選大会等において標準記録を突破し出場資格を得た者
 - ウ 公益財団法人秋田県スポーツ協会に加盟する競技団体長の推薦により出場資

格を得た者

- (3) 国際大会又は全国大会に出場する個人又は団体の監督、コーチ等で、当該大会の開催要項等で定められた参加申込書に記載された者であって、市内に住所を有する者。ただし、当該大会につき1人までとする。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付回数の限度)

第5条 同一の者に対する激励金の交付は、当該年度において国際大会及び全国大会それぞれ1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめNPO法人能代市スポーツ協会スポーツ大会出場激励金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 大会への出場を決定した予選大会等の要項の写し
- (2) 大会への出場を決定した予選大会等の結果の写し
- (3) 出場する大会の開催要項等の写し
- (4) 出場する大会の参加者名が記載された申込書の写し
- (5) 国際大会の出場選手で、市外に在住している市内出身者については、市内の中学校（JOCエリートアカデミー生にあつては、市内の小学校）を卒業したことを証明できる書類等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

2 前項の規定による激励金の交付申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 出場選手本人（その者が未成年である場合は、その者の保護者）
- (2) 出場団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

3 出場選手が、同一大会において個人種目及び団体種目の両方に出場する場合は、団体による交付申請を優先する。

4 申請者は、申請書を大会開催日の14日前までに会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(激励金の交付の決定等)

第7条 会長は、前条第1項の規定による申請があつた場合は、当該申請があつた日の翌日から起算して14日以内に激励金の交付の可否を決定するものとする。

2 会長は、激励金の交付を決定したときは、NPO法人能代市スポーツ協会スポーツ大会出場激励金交付決定通知（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知し、激励金を交付するものとする。

(出場報告)

第8条 前条第2項の規定による激励金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、大会の終了後30日以内に、NPO法人能代市スポーツ協会スポーツ大会出場激励金報告書（様式第3号）（以下「報告書」という。）を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 会長は、交付対象者又は交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 大会が中止になったとき
- (2) 大会に参加しなかったとき
- (3) 大会出場において不正その他不適切な行為をしたとき
- (4) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき
- (5) 報告書の提出を求めても提出しないとき

(激励金の返還)

第10条 会長は、前条の規定により交付の決定を取り消す場合は、NPO法人能代市スポーツ協会スポーツ大会出場激励金取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとし、既に激励金を交付しているときは、期限を定めて当該激励金の返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	個 人	団体の上限
国際大会	10,000 円	100,000 円
全国大会	5,000 円	100,000 円

備考

- 1 団体が申請をする場合は、個人の金額に交付対象者の人数を乗じた額とし、その上限は団体の上限欄に記載のとおりとする。
- 2 監督、コーチ等に交付する激励金の額は、出場者に交付する激励金の額と同額とする。